

安心こども基金（仮称）の概要

（平成20年度第2次補正予算）

100,000百万円

（厚労省：95,867百万円、文科省：4,133百万円）

1. 趣 旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名		概要
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。
	②放課後児童クラブ設置促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。
	③認定こども園整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。（認定こども園整備事業、認定こども園事業費）
家庭的保育改修等事業		<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。（家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修）
保育の質の向上のための研修事業等		<ul style="list-style-type: none"> 保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。

3. 配分方法等

（1）配分方法

児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

（2）都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。